

高血圧、脂質異常症、糖尿病で通院されている患者様へ

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行についての重要なお知らせ

いつも当院をご受診いただきありがとうございます。

厚生労働省により2年に1回改訂が行われる診療報酬ですが、令和6年（2024年）6月1日から高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様に算定してきた「特定疾患療養管理料」を「生活習慣病管理料」へ移行して算定することとなりました。

生活習慣病管理料に移行することにより**患者様お一人お一人の状態に合わせた療養計画書を作成**し、今まで以上に総合的で専門的な視点から治療管理を行うこととなります。

このたびの改正により患者様におきましては個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「**療養計画書**」へ**初回だけ署名**を頂く必要がございますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

又、患者様の状態に応じ28日以上長期投薬やリフィル処方箋の発行が可能な場合もございますので医師とご相談ください。

〈自己負担額について〉

生活習慣病管理料に変更にあたり月々の自己負担額は500円から1000円前後増加します。

※ただし採血の検査料金は含まれており別途費用はかかりません。

どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

都立大石森脳神経外科